

物価高対策緊急支援事業委託業務 質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答	公表日
1	企画提案指示書	2	3(11)郵送申請への対応	「ギフトカード等」にはどういったものが含まれるか。	ギフトカード等とは、給付対象者が、スマートフォンを使用しなくても、自ら居住する道内の市町村の店舗等で、食品などの商品等の購入代金の支払いに使用できるものをいいます。 具体的には、いわゆるギフト券や商品券、プリペイドカードといったものを想定しており、市販されているものを給付しても、独自に発行して給付してもどちらでも構いません。また、券そのものが額面の金券として使用できるものでも、固有のバーコードや磁気テープ等を付したものを給付して、それを店舗で読み取ってもらい、残高を電子的に管理するものでも構いませんので、給付対象者の利便性や効果的な事業実施の観点から、給付に適するギフトカード等について提案願います。	2月25日
2	参加表明事業者の概要	2	注記1.(3)	「社会保険等の届け出義務を履行している事実を証する書類」は、写しの提出でもよいか。	納税証明書は原本を提出していただく必要がありますが、事業者が保管しておくべき書類については、写しの提出でも差し支えありません。	2月25日
3	企画提案指示書	6	9(5)再委託について	外部の事業者やグループ会社に業務の一部を依頼する場合に、どういったものが再委託にあたるか。	再委託にあたるかどうかについて、依頼先が外部の事業者か子会社やグループ会社かどうかといった点は関係ありません。 受託者が委託業務の遂行過程において、単に、補助的に、第三者を使用するにとどまらない場合は、再委託に該当するため、あらかじめ道の承諾が必要となります。 なお、再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容を記載する必要がありますので、ご注意ください。	2月27日